

全国において実施することが時期、内容ともに明確な規制改革事項

番号	事項名	規制の根拠法令等	実施時期	検討の概要 〔第11次提案等に対する対応方針（平成19年10月9日）〕	検討の結果	現在の検討状況	所管省庁
506 2009	在留資格「就学」の受入れ教育機関となる各種学校に準ずる機関を審査するための枠組みの検討	出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の基準を定める省令(平成2年法務省令第16号)	平成19年度中に結論	アジア・ゲートウェイ構想の趣旨及び「海外のデザイナーなどが日本で活躍する機会を増やす観点から、2007年度中に高度人材としての受入れ拡大のニーズやその方策等について検討し、必要に応じ制度改正等の措置を講ずる。」(「知的財産推進計画2007」(平成19年5月31日知的財産戦略本部決定))を踏まえ、在留資格「就学」の受入れ教育機関となる各種学校に準ずる機関を審査するための枠組みについて、知的財産戦略推進事務局・法務省ほか関係省庁が検討する。	全国で実施	在留資格「就学」の受入れ教育機関となる各種学校に準ずる機関を審査するための枠組みに関する知的財産戦略推進事務局・法務省ほか関係省庁による検討結果を踏まえ、本規制改革事項の平成20年度中の実施に向けて、所要の措置を講ずる。	法務省 内閣官房(知的財産戦略推進事務局)
804 911	国庫補助を受けて設置した幼稚園、保育所を認定こども園として利用する場合の財産処分承認手続の簡素化	補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)第22条	平成19年度中に結論	就学前の子どもに関する教育・保育・子育て支援の総合的な提供を推進するという制度の趣旨に鑑み、認定こども園に係る財産処分承認手続の簡素化について検討し、平成19年度中に結論を得る。	全国で実施	認定こども園に係る財産処分手続については、幼稚園と保育所の連携を一層進め、認定こども園の設置を促進する観点から、 ①「公立学校施設整備費補助金等に係る財産処分の承認等について」(平成20年6月18日20文科施第122号)、「私立学校施設整備費補助金(私立幼稚園施設整備費)に係る財産処分の承認について」(平成20年7月30日20文科初第490号) ②「認定こども園等に係る保育所の財産処分の取扱いについて」(平成20年3月25日雇児発第0325004号) を发出し、幼稚園の一部を保育所に転用等を行うこと又は保育所の一部を幼稚園等に転用等を行うことにより認定こども園となる場合には、財産処分に係る補助金相当額の国庫納付を要しないなどの国庫納付等の取扱いの変更や、当該財産処分の前にそれぞれ文部科学大臣又は地方厚生(支)局長への報告をもって承認があったものとするなどの簡素化を図った。	文部科学省 厚生労働省

番号	事項名	規制の根拠法令等	実施時期	検討の概要 〔第11次提案等に対する対応方針（平成19年10月9日）〕	検討の結果	現在の検討状況	所管省庁
912	医療従事者の労働派遣	労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律施行令（昭和61年政令第95号）第2条	平成19年度中に結論	医療分野における労働者派遣のニーズや紹介予定派遣の運用状況、医療サービスの質や同じチームで働く常勤の職員の負担への影響等を踏まえつつ、医療従事者の派遣労働を可能とすべく検討し、平成19年度中に結論を得る。	全国で実施	医療従事者の労働者派遣については、「規制改革推進のための3か年計画（平成19年6月22日閣議決定）」を受け、医療分野における労働者派遣のニーズや紹介予定派遣の運用状況、医療サービスの質や同じチームで働く常勤の職員の負担への影響等を踏まえつつ、医療従事者の派遣労働を可能とすべく検討し、平成19年度中に結論を得ることとしたところ。これを受けて、平成19年12月には、地域の医療対策協議会が必要と認めた医療機関への医師の派遣を認める制度改正を実施したところ。	厚生労働省
1004	玄米及び精米品質表示要件の緩和	玄米及び精米品質表示基準（平成12年農林水産省告示第515号）	平成19年度中に結論	「食品の表示に関する共同会議」において、米の品種等の表示に係る農産物検査以外の証明法の適用について検討を行っているところであり、平成19年度中に方向性について結論を得る。	全国で実施	「食品の表示に関する共同会議」において、米の品種等の表示に係る農産物検査以外の証明法の適用について検討を行っていたところ、農産物検査法に基づく農産物検査規格について、産地品種銘柄の指定を弾力化する方向で見直されることとなった。これを受けて、平成21年産からの新制度導入に向け要領改正を行う。	農林水産省
1114	液化石油ガス販売事業及び保安業務実施状況の報告様式における押印又は自署署名の省略	液化石油ガスの確保及び取引の適正化に関する法律（昭和42年法律第149号）第3条第1項、第29条第1項 「液化石油ガスの確保及び取引の適正化に関する法律施行規則の運用及び解釈について」昭和43年2月12日付け43化第151号 通商産業省化学工業局長通達	平成19年度中に結論	通達において規定されている液化石油ガス販売事業及び保安業務実施状況の報告様式について、押印又は自署署名を省略可能とできるかを検討し、平成19年度中に結論を得る。	全国で実施	通達において規定されている液化石油ガス販売事業及び保安業務実施状況の報告様式について、押印又は自署署名を省略することとし、通達を改正する。	経済産業省

規制所管省庁において引き続き検討を進める規制改革事項

番号	事項名	規制の根拠法令等	実施時期	検討の概要 〔第11次提案等に対する対応方針（平成19年10月9日）〕	検討の結果	現在の検討状況	所管省庁
507	「投資・経営」（高度人材に係るもの以外）及び「技術」「人文知識・国際業務」の在留期間の伸長	出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）第2条の2 出入国管理及び難民認定法施行規則（昭和56年法務省令第54号）別表第2	平成21年通常国会までに関係法案提出	在留資格「投資・経営」（直接事業に投資し経営をする外国人、高度人材に係るもの以外）、「技術」、「人文知識・国際業務」（資本金5億円以上の本社設置外資系企業の外国人社員）の在留期間を最長5年間とすることについては、「規制改革推進のための3か年計画」（平成19年6月22日閣議決定）」を踏まえ、関係省庁と連携し、措置の前提である新たな在留管理体制の整備と併せて検討し、遅くとも平成21年通常国会までに関係法案を提出する。なお、法務省においては、平成19年2月に法務大臣の私的懇談会である出入国管理政策懇談会の下に在留管理専門部会を設置し、外国人の在留管理の在り方について検討し、平成19年度末を目処に法務大臣に検討結果を報告することとしており、当該検討結果も踏まえて具体的検討を進める。	検討中	「規制改革推進のための3か年計画」（平成19年6月22日閣議決定）」を踏まえ、関係省庁と連携し、措置の前提である新たな在留管理体制の整備と併せて検討し、遅くとも平成21年通常国会までに関係法案を提出する。 また、法務省においては、平成19年2月に法務大臣の私的懇談会である出入国管理政策懇談会の下に在留管理専門部会を設置し、外国人の在留管理の在り方について検討し、平成20年3月に法務大臣に検討結果が報告されたところであり、当該検討結果も踏まえて具体的検討を進めている。	法務省
910	保育士養成の授業等開設方法の緩和	指定保育士養成施設の指定及び運営の基準について（平成15年12月9日雇児発第1209001号）	平成20年度中に結論	保育士が乳幼児に直接接し、その保育を行う者であることを踏まえ、保育士の養成課程として専修学校の通信教育を活用することの可否及び指定基準のあり方について検討し、平成20年度中に結論を得る。	検討中	専修学校において通信教育により保育士養成課程を行うことについて、現行制度上通信教育が認められている大学との制度的差異を踏まえた上で、課題の有無及び指定基準のあり方について検討し、平成20年度中に結論を得る。	厚生労働省
1206	第3種旅行業者が募集型企画旅行を実施する際の条件の緩和	旅行業法施行規則（昭和46年11月10日運輸省令第61号）第1条の2	平成20年9月頃までに結論	第3種旅行業者が募集型企画旅行を実施する際の条件に関し、特別の措置を構すべき地域の範囲の拡大について、必要な検討を行う。	検討中	現在、第3種旅行業者が募集型企画旅行を実施する際の条件に関し、特別の措置を構すべき地域の範囲の拡大に向けて、半島の事例等について情報を収集するとともに、関係規定の整備の方法について検討しているところであり、平成20年10月頃までに結論を得て、平成20年度中に所要の措置を講ずる。	国土交通省

規制所管省庁において検討した結果、対応困難となった規制改革事項

番号	事項名	規制の根拠法令等	実施時期	検討の概要 〔第11次提案等に対する対応方針（平成19年10月9日）〕	検討の結果	現在の検討状況	所管省庁
2001	暴力団欠格審査に関する調査手続の合理化による入札参加者の負担軽減	<p>・競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（平成18年法律第51号）第10条、第17条、第19条</p> <p>・「競争の導入による公共サービスの改革に関する法律に規定する暴力団排除に関する欠格事由の運用要領（通知）」平成18年12月13日付け、府官監第28号 官民競争入札等監視委員会事務局長通知</p>	平成19年度中に結論	<p>暴力団排除に関する欠格事由該当性の審査を落札後に落札者に限って実施することの可否、該当した場合に当該落札を無効とすることの可否等について、地方自治法や会計法令等における入札参加資格に関する規定との関係を含め現在検討中であり、引き続き検討する。</p> <p>なお、当該落札後の審査のほか、他の方法により地方公共団体や民間事業者の負担を軽減することについても併せて検討し、平成19年度中を目標に結論を得る。</p>	対応困難	<p>① 暴力団排除条項等の運用について定めた、「競争の導入による公共サービスの改革に関する法律に規定する暴力団排除に関する欠格事由の運用要領」（通知）については、地方自治法第245条に基づく技術的助言として、同通知に沿った適切な運用を依頼しているところである。</p> <p>② 落札後に当該落札者に限って入札参加資格の審査を実施することの可否及び開札後、一定の者に限って当該資格審査を行うことの可否等も含め、同通知の改正の要否については、以下のとおり検討した。</p> <p>ア 入札参加資格を定める趣旨は、一般競争入札が不特定多数の者によって競争が行われることから、競争機会の均等性、公正性、経済性に優れた反面、不信用、不誠実な者の参加を許容してしまうおそれがあり、この短所を補うものとして、一般競争入札に参加する者に一定の要件を求め、当該要件に合致しない（持たない）者は入札に参加できないこととするものである。その趣旨やこういった立案趣旨を踏まえて制定された法令の諸規定に鑑みれば、入札参加資格の確認は、入札書提出まで（遅くとも開札時まで）に当該資格の当否を把握しておくことが原則であり、落札者決定後に当該落札者に限って当該資格審査を行うことはできない。</p> <p>イ 一方、開札の結果、最も有利な者など一定の者に限って、暴力団排除に関する欠格事由に係る資格審査を行い、当該審査の結果を確認した後に落札者を決定することについては、</p> <p>○ 当該資格要件が競争の導入による公共サービスの改革に関する法律第10条に規定された趣旨が「公共サービスの適正かつ確実な履行を確保すること」にあること。</p> <p>○ 入札書提出時まで（遅くとも開札時まで）に資格審査が求められるとした場合、当該審査に要する事務量、時間等がむしろ地方公共団体の円滑な入札の支障となる場合があり得ること。</p> <p>といった点を踏まえると、一般的には事前資格審査を原則としつつも、入札に参加しようとする者が多数に及ぶと想定される場合であって、当該資格審査に要する期間が長期化しても以後の入札手続きに支障を期すことがないなど、限定的な条件のもとで運用することまでを否定するものではないとも考えられる。</p> <p>この開札後、一定の者に限って当該資格審査を行うとの運用は、当該資格審査に要する事務負担の軽減や入札参加者の減少の防止という観点で、一定のメリットがあると考えられる。</p> <p>しかし、一方で、当該審査については、警察に対する意見聴取を行うこととしており、その回答には最長で30日を要する（仮に次順位者の資格審査を実施することとなった場合、更に最長で30日を要する）ことから、</p> <p>○ 不要に調達期間の長期化をもたらす可能性がある。</p> <p>○ 次順位者は、落札者になるかどうか確かではない中、契約履行の可能性ありとの状態を余儀なくされ、その地位が安定しないことにより、次順位者との契約が円滑に行えない可能性がある。</p> <p>など、入札手続きに弊害が生ずることも懸念される。</p> <p>したがって、開札後、一定の者に限って当該資格審査を行うとの運用は、今後、官民競争入札等の実績等を注視し、検討する必要があるものの、現段階においては従来どおりの運用が妥当と考える。</p> <p>ウ 上記検討の結果、現時点において同通知を改正し、手続きの簡素化を図ることは困難である。</p>	内閣府